

今国会で審議されていた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」(給特法等改正法案)が6月11日、参議院本会議で成立しました。審議過程で立憲民主党が中心となり与野党合意によって原案に加える修正案が出され、それを含めて可決・成立しました。

これを受けて、市教組は「新たな職(主務教諭)」と「担任手当」に対する現時点での考え方を教育委員会に提示しました。7月22日に開催予定の全市分会代表者会議にて組合員の質問・意見を聞き、交渉に臨みます。

### ～新たな職「主務教諭」について～

#### 【新たな職の概要】

- 「主務教諭」を任命権者の教育委員会の判断で置くことができるとしている。養護教諭や栄養教諭からの任用もある。
- 主務教諭の給料表の適用級は、教諭と主幹教諭(首席)・指導教諭の間に新設する。義務教育費国庫負担金の算定は、教諭2級と主幹教諭特2級の中間より、やや特2級に近いところに給与カーブが引かれる。(2級の給料表に6000円程度上乗せと想定されている)
- 「主務教諭」の職務は、教諭と同様に児童生徒に対する教育をつかさどることに加え、若手教員のサポート、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、校内研修担当、情報教育担当、防災・安全教育担当、地域連携担当などを想定。なお、文科省は任命権者から職として任命された後、具体的な職務は各学校の実態に応じて決められるとしている。また、現在、学校現場で教員が担っている職務であり、新たな職務を主務教諭に付加する趣旨ではないことも周知するとしている。

○主務教諭の職務規定は「教諭その他の職員間における総合的な調整を行う」となっているが、主務教諭と教諭の関係及び主務教諭と事務職員等の関係は、上下の関係ではなく「職場の同僚」の関係である。

○主務教諭は自治体の任意設置となっていることから、どのくらいの人数を配置するかについても自治体の任命権者の裁量。文科省は、自治体ごとにその配置数に見合った義務教育費国庫負担金を自動的に交付することになる。

○文科省は、「義務教育費国庫負担金の設定において、教諭職2級の給与水準の引き下げは行わない」と明言している。附帯決議にもあることから、文科省は、主務教諭の配置によって教諭層の給与を引き下げないように、自治体に周知すると考えられる。

#### 【学校教育法改正案】

主務教諭は、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

#### 【参考】【大阪市の「主務教諭選考周知資料」より】

教員がキャリアを重ねるにつれ、教員に対し指導助言を行うとともに、学校運営で首席・指導教諭などを補佐するようになるという、教員のキャリアパスを構築することが必要です。

そこで、新たな教員のキャリアステージの構築として、小学校・中学校・専修学校において、教諭と首席・指導教諭の間に、「主務教諭」「主務養護教諭」「主務栄養教諭」の職を置きました。

主務教諭・主務養護教諭・主務栄養教諭の職務内容は、次に掲げるとおりです。

- (1) 児童・生徒の教育・養護・栄養の指導管理をつかさどる。

- (2) 教諭・養護教諭・栄養教諭などに対し適切な指導助言を行う。

- (3) 学校運営に関し首席・指導教諭・指導養護教諭・指導栄養教諭などを補佐する。

#### 【市教組の現時点での考え方】

- ・大阪市の主務教諭を「新たな教員のキャリアステージ」とし、教諭と異なる職務内容を提示していることから、主務養護教諭・主務栄養教諭を含め、大阪市の主務教諭と国の「新たな職 主務教諭」はほぼ同質である。
- ・「新たな職 主務教諭」の職務は、若手教員のサポート、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、校内研修担当、情報教育担当、防災・安全教育担当、地域連携担当などが想定されていることから、各学校に十分な人数を確保する必要がある。
- ・現在の主務教諭に新たな職務を付加してはならない。
- ・「新たな職 主務教諭」を2級と特2級の間の「新たな級」として扱う場合は、附帯決議にも示されていることから、2級の給与水準の引き下げを行ってはならない。
- ・小中学校に導入するのであれば、幼稚園にも導入すべきである。
- ・級が変わるということは何らかの選考が必要となるが、その選考については、経験を積んで標準以上の評価であるならば、誰もが新たな級に移行できるようにすべきである。
- ・「新たな職 主務教諭」はあくまでも教諭職であり、管理職の位置づけとしない。また、管理職試験の選考要件としない。
- ・拙速に導入すべきではない。十分な交渉・協議を経て、市教組・市教委合意の上で制度を構築する。

## 【交渉の課題】

- ・現在、主務教諭である教員をどうするのか
- ・教諭の73号給頭打ちをどうするのか
- ・首席／指導教諭の職務内容は変わるのか
- ・首席／指導教諭の選考可能経験年数との整合性
- ・評価方法について
- ・人事異動について

## ～義務教育等教員特別手当（担任手当）について～

## 【担任手当の概要】

- ① 1クラス当たりの担任に義務教育等教員特別手当を3,000円上乗せ支給。
- ② 義務教育等教員特別手当について、現行、給料の1.5%の一律支給となっているものを給料の1.0%に引き下げ、一律支給は残る。
- ③ 複数人に担任手当を支給するのは各県・政令市教委の判断で可能。ただし、義務教育費国庫負担金の算定は、1クラス当たり3,000円なので、1つのクラスを複数人で担任を分担したとしても、義務教育費国庫負担金は1クラス当たり、3,000円のまま。
- ④ 担任手当の対象となる学級は、義務標準法上の学級ではなく、実学級が対象。自治体独自で義務標準法の学級定員を下回った場合(30人学級など)は、その学級を単位として担任手当の対象。
- ⑤ 小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高校は対象。
- ⑥ 特別支援学級・特別支援学校・幼稚園は対象外。
- ⑦ 現行の多学年学級担任手当(複式学級の担任、義務教育費国庫負担金の積算は日額290円)は廃止され、今回の担任手当と同じ扱いとなる。
- ⑧ 担任手当についても義務教育費国庫負担金の「総額裁量制」が適用される。したがって、担任手当を支給しなくても、義務教育費国庫負担金で措置された1クラス当たり3,000円の国への返納は求められない。

⑨ 既に総額裁量制の下、給与負担権者の教委の判断で特別支援学級への「給料の調整額」支給を廃止している自治体がある。そういうところは、逆に一般学級の担任との不均衡が生じるので、給与負担権者の教委の判断で総額裁量制を使って、特別支援学級担任にも担任手当を支給することはできる。

## 【市教組の現時点での考え方】

①②について

- ・②を実施した場合、担任以外は給与減となる。教務主任や生徒指導主事など、学校が必要として担任以外の仕事を命じているにもかかわらず、担任でないことを理由に給与減は許されない。
- ・担任手当3000円としているが、②を実施した場合、現状+3000円にはならない。
- ・担任外も含め学校の教職員全体で子どもに対応しているケースが多く、協働性が崩れる原因となる。
- ・特別専科教諭は年度当初は担任になれない。新採用者に制度的に給与差をつけることにつながる。

③について

- ・複数担任制や学年担任制を行っている学校の場合、②により給与減が発生する。
- ・副担任の扱いをどうするのか。担任が年休や出張の時は、担任業務を行っている。(担任手当を日割り計算にすると、学校事務職員に負荷がかかる)

⑥について

- ・特別支援学級を対象外としている根拠は、特別支援教育の「給料の調整額」(現行3%→2年後1.5%)が支払われているから。大阪は支払われていない。  
→⑨を参照
- ・幼稚園の担任業務も小中と同様に忙しい。園内全体の人数が少ないことから、担任以外の業務負担が重い。

以上の問題点から担任手当は導入すべきではない。

～附則に盛り込まれた内容の実現をめざそう！～

改正案には立憲民主が中心となって提出した修正案が附則として盛り込まれています。法として決まったことを実行させていくことが、今後の運動の柱となります。

- ・政府は、2029年度までに教員の時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずる。
  - ① 教員1人当たりの担当する授業時数を削減すること。
  - ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
  - ③ 義務標準法に規定する教職員定数の標準を改定すること。
  - ④ 教員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。
  - ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。
  - ⑥ 部活動の地域展開を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
  - ⑦ ①～⑥のほか、教員の業務の量の削減のために必要な措置を講ずること。
    - ・2026年度から中学校の35人学級を実現するための法制上の措置を講ずること。
    - ・教員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、必要な措置を講ずること。
    - ・教員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討にあたって教員の勤務の状況について調査を行うこと。

